

2026年度

事業計画書

2026年4月 1日から
2027年3月31日まで

公益財団法人 東亜総研

2026年3月24日

目 次

基本認識	1
事業を取り巻く環境の変化	2
基本方針・事業構造の検討方針と予定する手続き	4
事業計画	
I. 公益目的事業	
【公益目的事業 1】	
(1) 定例セミナー・特別フォーラム（講演会）	5
(2) 相談・助言事業	5
(3) 国際交流等推進事業	7
(4) 外国人技能実習生受入れ事業	8
II. 収益事業	
【収益事業 1】	
(1) 調査研究	9
(2) 業務受託事業	9
(3) 普及啓発・情報提供	10
(4) 相談・助言事業	10
(5) 旅行業	10
(6) 実用日本学検定事業	11
【収益事業 2】	
(1) 特定技能制度における特定技能労働者への支援業務 ..	12
III. 法人管理	13

【基本認識】

公益財団法人東亜総研は、アジアを中心とする人材育成と国際協力を通じて社会の安定と発展に寄与することを目的として、2013年に設立されました。以来、外国人材を単なる「労働力」としてではなく、一人ひとりの尊厳を有する「人」として捉え、寄り添う姿勢を大切にしながら、調査研究、人材育成、相談助言等の事業を着実に積み重ねてまいりました。

技能実習生の監理団体業務においては、昨年3月以降、送り出し国での募集、面接状況もコロナ前に回復しつつあり、受入れ人数も順調に拡大してきました。当財団が創立以来取り組んできた、日越大学は一昨年開学10周年を迎え、順調に修士課程のプログラムも増え、学部の開設もなされてきました。

一方、「外国人の技能実習・特定技能制度の見直し」について、2024年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。これにより、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設され、2027年4月1日から施行される予定です。それに向け、2026年2月には、出入国在留管理庁・厚生労働省より「育成就労制度 運用要領」が発表され、2026年4月からは、新たな要件のもと、「監理支援機関（これまでの監理団体に代わる新名称）の事前申請が開始となります。

育成就労制度は、外国人材政策の根幹をなす重要な転換点であり、本年はその準備と体制整備において正念場の年となります。当財団は、監理支援機関への移行を見据え、日本語教育の充実、転籍対応、外部監査への対応など、より専門性と信頼性の高い支援体制の確立に取り組んでまいります。また、次なる10年を見据えた戦略のもと、ベトナムに加え、フィリピンやインドネシアなど新たな協力国との持続可能な基盤構築にも着手します。あわせて、調査研究や相談事業を一層充実させ、現場で蓄積された知見を社会に還元するシンクタンク機能の強化を図ってまいります。

此度の法改正の見直しの背景にある社会環境や社会的課題の変化は急速に進んでおり、制度に該当する技能実習（公1）・特定技能制度（収2）事業のみならず、国際交流・外国人材育成を担う、当財団全体の事業に大きな変革を促します。それは、当財団の事業全体の目的が、日本社会の現在と未来を左右する最重要なテーマ「人口減少社会」（労働力・経済力・国力の低下）に直結することを意味しています。

ついては、当法人がより充実した公益活動を進めるために、外国人材を取り巻く事業環境の急速な変化、これらの社会的課題の変化に早急に応じ、事業の役割や目的の見直し、事業構造の検討に取り組み、事業推進にあたることといたします。

【事業を取り巻く環境の変化】

【1】技能実習制度の抜本改革(法改正)

<技能実習制度、特定技能制度の概要>

1. 外国人技能実習制度

日本の技能、技術を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として1993年に創設。1997年、2010年の法改正を経て、2017年11月、「外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行され、現在の技能実習制度となる。

■在留資格・期間／1号（1年以内）2号（2年以内）3号（2年以内）最長5年

■転職／原則不可

■監督支援機関／監理団体

■監理団体／非営利団体、許可制、職業紹介資格なしでも受け入れ先の斡旋可

2. 特定技能制度

深刻化する人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受け入れのため、2019年4月に入管法を改正、新たな在留資格を創設。

■在留資格・期間／特定技能1号（最長5年）特定技能2号（制限なし、家族帯同可）

■転職／同業種内で可能

■監督支援機関／受け入れ先企業自ら、もしくは登録支援機関に委託

■登録支援機関／非営利団体以外も可、登録制、斡旋は職業紹介資格が必須

■在留資格取得方法／①試験ルート（技能実習経ず直接）

②技能実習ルート（技能実習2号修了後）

<技能実習制度の抜本改革の背景>

1. 技能実習制度の目的と実体の乖離

人材育成、技能移転による国際貢献⇒貴重な労働力、経済社会の担い手。

2. 労働人口の減少と外国人材の重要性の高まり

20～64歳の人口（2022年）6631万人→（2042年）5167万人

バブル期以降、最大の人出不足。外国人労働者に頼らなくては経済が成り立たない。

3. 長期の労働力確保が困難

対象となる職種が、技能実習と特定技能の間で連続性がない。

技能実習の職種が細分化されすぎ、特定技能で従事できる業務が限られる。

技能実習後は帰国するのが原則。

4. 外国人にとって魅力が感じにくい

キャリアパスが不明瞭。労働者としての権利保護が不十分（転職不可）。

不適切な送出し・受入れ・監理、悪質ブローカーの存在（失踪、違法労働につながる）。

5. 国際的な人材獲得競争の激化

近隣諸国（台湾・韓国）との競争激化。各国の受入拡大で、日本は相対順位が低下傾向。

<育成就労制度の創設と施行>

2024年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布。これにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、人出不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設。2024年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行される。

■育成就労制度の目的について

1. 人材の育成と労働力の確保（×補填、穴埋め）

3年間の就労で、特定技能1号レベルの技能や専門性を育成する

2. 長期間にわたり産業を支える人材の確保

特定技能制度につなげ、家族帯同、永住の道につなげる制度

高度人材の必要性に対応

■育成就労制度の主な内容

1. 実習生の転籍禁止の緩和（外国人労働者の権利保護）
2. 外国人のキャリアアップの道筋を明確化（帰国なし、特定技能への連続性を強化）
3. 関係機関の要件等を適正化（監理団体⇒監理支援機関）
非営利、許可制、基準の厳格化
4. 都市部への人口集中対策
地方企業の労働者受け入れ枠拡大、地方から都市部への転籍者数を制限
5. 日本語教育
3年間の育成就労期間、企業の負担で100時間以上の日本語教育を提供

【2】日本の労働力不足問題／日本の国際化の必要性

技能実習制度の抜本改革（法改正）の根本的な背景は、人口減少が進む日本の「労働力不足」「国際化の遅れ」にある。深刻な労働力不足を解消する外国人材の受入れは、日本の「経済成長」と「国力維持」、つまり「日本の未来」を左右する。（特にアジアの人材育成なくして、日本の持続的成長はない）。東亜総研にとっては、制度に該当する事業のみならず、他の事業や全体に大きな変革を促すことになる。

<労働人口の減少>

1. 2022年の労働人口6,902万人→2030年6,556万人→2040年6,002万人（900万人減）
- 労働政策研究・研修機構 -
2. 2030年の労働需要7073万人⇔労働供給6429万人→644万人の人手不足
特に、サービス業、医療・福祉業で大きい - パーソル総合研究所 -
3. 人出不足による企業の倒産件数→（2024年上半期）182件で過去最多
- 帝国データバンク -

<外国人材のプレゼンス拡大>

1. 日本人の人口減は、外国人人口増で緩和されている
日本の総人口 2013年1億2729万人→2024年1億2409万人（320万人減）
在留外国人人数 2013年206万人→2024年344万人（138万人増）
320万人+138万人=458万人→日本人は458万人減っている - 総務省統計局 -
2. この11年間で外国人労働者は約3.2倍増
2013年72万人→2024年230万人
対前年比25.3万人増、12.4%増（過去最高人数を更新、全就業者の約3.8%）
- 厚労省統計 -
3. 多くの産業分野が、外国人労働者なしでは成り立たない
介護、農林水産、建設、外食、食品加工、製造業、輸送業等
外国人材の受入れが、企業経営、事業の継続、企業の存続に欠かせない状況に

<技能実習生受入れ企業のニーズ拡大>

1. 新たに外国人を受け入れる企業の増加
外国人雇用事業所数（2024年10月末）342,087所（前年318,775所）
前年比7.3%増で過去最高を更新 - 厚労省統計 -
2. 高度外国人材獲得へのニーズの高まり
 - 1）在留資格別「企業が今後増やす／新たに雇用する」割合は、技術・人文知識・国際業務が全体の22.2%、特定技能が11.1%、技能実習が10.5%、と高度外国人材への雇用意欲が最も高い - JETRO -
 - 2）当財団の受入れ企業や自治体からも、技術・人文知識・国際業務、エンジニア、通訳、外国人インターンシップ（特定活動）の受入れ相談が増えている

【基本方針】

－変わらない東亜総研の強み－

＜財団スローガン（理念）＞ **「人づくりは国づくり」**

＜事業スキーム（構造）＞ **「3つのステップ」**

アジア諸国との国際交流・イベント・対話・相談・助言・コンサルティングといった、地道で丁寧なステップを踏み、未来を託するにふさわしい人材を育成するプラットフォームづくりを、3つのステップで進めていく。

- 1) 様々な国際交流を通じて、アジア諸国との信頼を育む…（種をまく）
- 2) 相談・助言、コンサルティング等の対話から、価値観とビジョンを共有…（耕す）
- 3) 実践的な外国人材を育成し、グローバル社会に貢献する…（果実を生む）

－変わる事業目的－

＜これまでの事業の目的、概要＞

定例セミナー（講演会）、調査研究、国際協力、普及啓発・情報提供、国際相互理解・交流などの事業を通じて、日本とベトナム、モンゴル等東アジアの国々との相互理解の促進に貢献することを目的とする。



＜これからの事業の目的、概要＞

アジア諸国への国際貢献と共生を促進、信頼関係と価値観を共有し、日本社会の未来（労働力、経済、国力）を豊かにするために、幅広くグローバル人材育成を推進し、支援する。

＜目指すポジション＞

「グローバル人材育成のベストパートナー」

民間の外国人材紹介サービス業や他公益法人等との差別化
日本における外国人材育成業のトップ集団へ

【事業構造の検討方針と予定する手続き】

1) 社会的課題・事業環境の変化、法改正の背景を、今、捉えることが大事

- ・国際交流、外国人材育成を担う、事業全体を取り巻く環境が、大きく変わってきた。
- ・これまでの事業目的を見直し、より大きな視点で当財団の事業全体の目的を捉え直す。
- ・当法人の事業全体の目的が、日本社会を左右する最重要なテーマ（経済や国力の低下）に直結する。

（変更認定申請）

→事業目的の方向性や大きさが変わる→事業の種類の変更

→技能実習制度から育成就労制度へ

（→公益目的事業の再編）

2) 外国人材受入れは、待ったなしのスピード感（危機感）

- ・業種（例えば介護、建設等）によっては、人手不足が深刻で、政府も日々、迅速に対応中。
- ・技能実習制度、特定技能以外の在留資格の受入れや付随サービスへのニーズが急速に高まっている

（変更届）

→事業領域（受入れ外国人の在留資格等）を広げる→収益事業の多角化・多様化・再編

【事業計画】

I. 公益目的事業

【公益目的事業1】

「ベトナム国等東アジア各国との相互理解の促進を図ることを目的とする事業及び外国人技能実習生受入事業」

（1）定例セミナー・特別フォーラム（講演会）

＜事業概要＞

「日本の国柄を考える文化セミナー」という共通タイトルを掲げ、日本とアジアの国々との友好と相互理解に興味や関心を寄せていただける内容や構成で、東アジアの国・地域の政治、経済、外交、文化等を中心テーマに、日本の大使経験者、駐日各国大使、その他有識者らを講師とするセミナー事業。

＜事業目的＞

グローバル人材育成に至るためのファーストステップとして、アジア諸国との信頼関係と相互理解を構築するため、日本の国柄、知力や文化といったソフトパワーや、東亜総研の事業活動を国内外に発信し、アジア諸国等の人材から選ばれる国、団体となり、国内の企業や自治体等から認知されることに貢献する。

＜事業施策＞

- 1) 開催時期：年に3～4回程度の実施を予定。
- 2) 講師：各テーマにふさわしい、国内外の政治家、大使館や国際機関、教育機関、行政機関、有識者、当財団理事・職員等から選定。
- 3) 参加対象：賛助会員、関係行政機関、業界関係者、実習生受け入れ企業、一般。
- 4) 開催テーマ：
 - ア) 2025年度に引き続き、「日本の国柄を考える文化セミナー」という共通タイトルを掲げ、日本とアジアの国々との友好と相互理解に興味や関心を寄せていただける内容や構成とする。
 - イ) 外国人受入れの監理団体として、外国人材活用の普及のため、重点地域、重点職種企業の経営者、中小企業を得意先に持つ金融機関等に向けた、営業セミナーも予定している。
- 5) 開催地：これまで主に東京での開催だったが、昨年度は札幌でも実施。今年度も、日本全国の他地域での開催も計画する。
- 6) 会場：ホテルや宴会場の多目的ホールや会議室。
- 7) 事後アンケートの実施：今後のセミナーの内容をより質の高い、魅力あるものとし、集客力を高めるために、参加者へのアンケートを実施し、分析して役立てる。

＜事業目標及び集客目標＞

- (i) 「日本の国柄を考える」 東亜総研創立記念文化フォーラム（6/27） 集客目標約400名
- (ii) 「日本の国柄を考える」 第2回 集客目標約200名
- (iii) 下期1～2回 集客目標約200名

＜財源＞賛助会費

一般参加者からの参加料

（2）相談・助言事業

＜事業概要＞

日本からアジア諸国への進出や交流を目指す、アジア諸国から日本への進出や交流を目指す、あるいはグローバル人材の育成や獲得を目的とする行政機関・自治体・団体等に対し、当財団がアジア諸国との交流や対話、事業を通じて築いてきた信頼関係や人的資産、構築してきたプラットフォームやノウハウを活かし、相談や助言、斡旋、情報提供等を行う事業。

＜事業目的＞

相談・助言を通じ、アジア諸国と様々な対話や事業を通じて、さらなる相互の信頼関係を構築し、政府、行政機関、各自治体のハイレベルな人脈から実務クラスまで信頼関係を築いてい

き、当法人の全事業を円滑に進めるエンジン、潤滑油としていく。

＜事業施策＞

1) 背景、当財団の強みを活かす：

当財団は、アジア諸国と様々な対話や事業を通じて相互の信頼関係を構築し、友好関係を深めている。特に、当財団の武部理事相談役が政治家時代に日越友好議員連盟や自由民主党日本モンゴル友好促進議員連盟の会長を務めたことから、ベトナムやモンゴル等では政府、行政機関、各自治体のハイレベルな人脈から実務クラスまで信頼関係を築いている。また、同様に、国内においても、行政機関、自治体、各団体等に幅広いネットワークを有しており、これらのファシリティを活用する。

2) 対象主体：

非営利セクター。特に行政機関・地方公共団体、公益社団・財団法人、NPO法人、学校法人、社会福祉法人、地域団体、ボランティア団体など不特定多数とする。

3) 相談・助言内容：

アジア諸国への（または日本への）進出や交流を検討する際の課題を整理し、当地の社会情勢や政治情勢及び人材育成や活用に関する最新情報、事業を推進する上での人的ルートや窓口、特有な参入手続きや監督省庁における手続き上の留意事項、集客や企画に関する相談、等々に対する助言や情報提供を行う。

＜事業対象＞

(i) ジャパン ベトナム フェスティバル実行委員会

2013年、日本とベトナム外交関係樹立40周年を機に、日越関係発展のための交流事業として、主に日本をベトナムに紹介する形で始まった「ジャパン・フェスティバル・イン・ベトナム（通称：JFV）」。「第4回（2016年開催）からは、日越両国の産学官から構成されるJFV実行委員会が組織され、日越両国が共同で創り上げる官民一体型として、外務省をはじめとする政府機関とも連携するベトナム最大級の日越交流イベントに成長した。ホーチミン市主催、ホーチミン市で開催。当財団は実行体制、現地協力体制の整備や全体監修を担う。

＜集客目標＞2026年度：46万人目標（2025年度：45万8千人）

＜財源＞賛助会費

(ii) 北海道ベトナム交流協会（ベトナムフェスティバルin札幌）

本交流協会は、2016年3月2日に経済・文化・学術・スポーツ・観光・人的交流を通じて、北海道とベトナムの相互理解と友好協力関係を深め、北海道の活性化とともに可能性に富んだベトナムの未来に貢献することを目的とし、その実現のために設立された。現在10支部が設立され、昨年は、9月5日、6日に「第5回ベトナムフェスティバルIN札幌」が開催された。来年度は、初めて札幌から移動し、旭川の会場にて開催。引き続き相談・助言を行い、実行体制、現地協力体制の整備や全体監修を担う。

＜集客目標＞2026年度：旭川開催にて5万人目標（2025年度：札幌にて8万2千人）

＜財源＞賛助会費

(iii) 北海道モンゴル経済交流促進調査会

当調査会は2016年度以降、3回に及ぶ北海道とモンゴルとの相互経済交流を推進している組織。これまでも両国の経済交流に向けた環境整備を当財団の支援のもとで促進してきた。2024年に新しく就任された在札幌モンゴル国名誉領事と連携し、北海道とモンゴルの民間企業間での事業拡大や波及効果が期待できるような事業に支援を行い、経済交流が進展するよう相談・助言を行っていく。

＜事業目標＞「日本・モンゴル地球村構想」実現化に向けた準備

＜財源＞賛助会費

(iv) グローバル人材共生事業

北海道は、将来の日本が直面する課題が真っ先に表面化することから、課題先進地域といわれている。「グローバル人材との共生」という課題も北海道が直面する課題。そこで、当財団が目指す「グローバル人材共生社会」の環境整備の先駆けとして、北海道がそのモデル地域となるべく、関係諸団体に働きかける。また、グローバル人材共生社会実現のために設立された一般財団法人外国人材共生支援全国協会（NAGOMi）の活動に対し、相談・助言を行い、支援する。

<事業目標> 育成就労制度への提言活動

<財源> 賛助会費

(v) ハノイ国家大学、ハロン大学等への相談・助言

日越大学日本委員会事務局業務の経験とノウハウを生かし、依頼のあった教育機関の支援業務を遂行し、グローバル人材育成の幅を広げていく。

1) ハロン大学：

ア) 日本語・日本学講座の準備と実施

イ) 日本の大学や各種団体、企業との連携や交流を促進する活動支援

東亜総研、教育事業関連企業、北部日系企業、文化言語教育学際研究所の連携

2) ヴァンラン大学：

ホーチミン市にあるベトナム有数の私立大学。日越大学のスキームに興味を示し、共同研究のプロジェクト立ち上げを準備する。

3) カントー大学、その他ベトナムの国公私立大学などとの連携

<事業目標> 事務局事業化

<財源> 賛助会費。対価を徴収しないケースもあるが、内容によっては、民間よりも大幅に安価なコンサルフィー基本料を設定、あるいは適正な実費相当額を収受する場合もある。

(3) 国際交流等推進事業

<事業概要>

相互に行き来する修学旅行等を想定し、日本と東アジア各国の児童・青少年が相互に訪問し、学校交流、芸術・文化交流、スポーツ交流などを行い、児童・青少年の年齢層に応じ日本の優れた分野を紹介する交流プログラムを提供する事業。

<事業目的>

東アジア各国の児童・青少年の相互親善交流を通じて、アジア諸国との信頼関係と相互理解を構築する。

<事業施策>

1) 背景：

2018年10月、2019年を「日中青少年交流推進年」と定め、今後5年間で3万人規模の青少年の交流を実施していく旨の覚書が、日中両国政府間で交わされた。この「日中青少年交流推進年」を契機に中国遼寧省教育基金会より両国の友好と親善を深め、相互理解を高めるために当財団が協力依頼を受け、追加事業として実施することとした。また、いずれは中国全土ならびに東アジア各国の児童・青少年の相互親善交流のための事業として広めていくこととなった。具体的には、児童・青少年の身体的・精神的健全育成のため、日本と東アジア各国の児童・青少年が相互に訪問し、学校交流、芸術・文化交流、スポーツ交流などを行い、児童・青少年の年齢層に応じ日本の優れた分野を紹介する交流プログラムを提供する事業としてスタートした。ただし、コロナで中断、コロナ禍以降も具体的進展がなかった。

2) 進捗動向及び今後の計画：

昨年6月に、武部相談役理事が訪中し、国際教育交流研究所の会長と面談。東亜総研の本事業に理解をいただいた。

・ 今後は、中国の動向調査とともに、ベトナムやモンゴル等東アジアの国々との交流をベースに、「国際修学旅行推進機構」の設立を視野に入れ、「国際文化観光旅行交流事業」として幅を広げた推進を検討する。

・ ターゲットや形態を柔軟にとらえ、親子修学旅行、高齢者コミュニティの交流旅行、スポーツ振興等の可能性も含め、パートナーであるエージェンツ等と相談を進め、来年度の再開を目指す。

・ また、学校や各種教育機関を対象に、交流や人材育成を目的とした、教育プログラムの企画、プロデュース、提供を推進する。

<事業目標> 事業再開に向けた準備

<財源> 賛助会費。内容により、実費相当額、企画料を受領する。

（４）外国人技能実習生受入れ事業

＜事業概要＞

日本の技能、技術をアジア諸国等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するため、監理団体として、送り出し機関や受け入れ企業の間において、実習生を支援・管理する。2027年4月から施行される、人出不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度の中では、監理支援団体として、「外国人育成就労受け入れ事業」を行う、東亜総研の基幹事業。

外国人技能実習制度は、日本の技能、技術を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として1993年に創設。1997年、2010年の法改正を経て、2017年11月、「外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行され、現在に至る。

- 1) 対象国：中心はベトナム人。昨年度より、フィリピン人を採用、今後、インドネシア他アジア諸国からの要望に対応する。
- 2) 国内対象エリア：北海道、関東、関西。北海道のシェアが高い。
- 3) 具体的な業務内容：
 - ア) 外国人技能実習生受入れ及び在留許可申請業務。
 - イ) 技能実習生に対する入国前後の研修支援：
 - ウ) 受入れ希望企業等への情報提供：
 - エ) 周知活動の実施：
 - オ) 適正な技能実習生制度環境の整備：
 - カ) 技能実習生への福利厚生・地域社会との融合施策：
 - キ) 帰国者へのフォロー：
 - ク) 広報誌の発行：
- 3) 制度改正動向：

一昨年以降、政府有識者会議や国会で議論が重ねられ、2024年6月21日「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布。技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、就労を通じた人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設。関係省令の交付等を経て、2027年4月1日に施行される予定。

＜事業目的＞

これまでの技能実習生受入れ事業で培ったノウハウを活かし、対象国、国内対象エリア、受入れ企業数や業種等を広げ、人材育成の質、量ともに拡大し、幅広くグローバル人材育成を推進し、支援する。

＜事業施策＞

- 1) 業務のマニュアル化（定期監査等）
- 2) ベトナム・フィリピンを中心に受入れを拡大
自治体・金融機関・送り出し機関・北海道ベトナム交流協会・商工会議所・JVFツアー参加者
- 3) インドネシアからの受入れを検討
- 4) 地区別交流会の実施
令和8年度はオホーツク・釧路・稚内に加え、札幌・旭川・東京・札幌においても実施を検討
- 5) 受入れ企業・人材向けのセミナー実施
 - ・北見市地元消防署の協力で「安全安心に暮らすための講習」を実施
 - ・地元大学の「防災・防犯のワークショップ」に講師として参加
- 6) 日本語作文コンクールの実施
- 7) オンラインでの日本語教室の実施
- 8) 他機関との連携強化（おもてなしスクール、送り出し機関での企業説明会参加等）
- 9) 地域との協力 「ベトナムフェスティバルin旭川」等への協力
- 10) 育成就労制度への対応（27年4月施行）
 - ・監理支援機関の許可申請

- ・「育成就労制度」セミナー開催
- ・3月オンラインセミナー（講師：専門弁護士）
- ・4月北見・札幌受入れ企業向けセミナー（講師：顧問行政書士）
- ・林業・外食・航空・資源環境等新分野での新規開拓

＜2026年度受入れ目標＞

2025年度末の現時点は、技能実習生671名。

2026年度末受入れ目標、773名。

＜財源＞当財団の主な財源は、実習実施者（受入企業）からの監理費。

Ⅱ. 収益事業

【収益事業1】

「日本と東アジアの国・地域との関係が持続的に発展すること及び文化等様々な交流の強化促進に寄与することを目的とする事業」

（1）調査研究

＜事業概要＞

アジア諸国との国際交流事業や人材育成事業の経験や知見を活かし、政府、自治体、公共機関、民間を含めた委託者からの調査研究業務を受託し請け負う事業。

＜事業目的＞

調査研究を通じ、アジア諸国と様々な対話や、さらなる相互の信頼関係を構築し、政府、行政機関、各自治体のハイレベルな人脈から実務クラスまで信頼関係を築き、コンサルティング業務に活かしていく。

＜事業施策＞

（i）モンゴル国の観光開発調査業務

2020年10月から2021年9月に実施された「モンゴル国持続可能な観光開発に係る情報収集・確認調査」は、特有の遊牧文化や豊かな資源を有するモンゴル国の観光開発についての情報収集・確認調査であり、モンゴル国の観光開発方針を確認し、今後のJICAの協力プログラム案を作成することにより、東アジア全体の観光開発に資するものとなった。

2025年、本調査の中で提唱した「日本・モンゴル地球村構想」の内容実現化に向けての動きがあり、来年度もフォローしていく。

（ii）行政機関、団体、企業等の調査業務

2024年10月、北海道の事業団体から「ベトナム社会主義共和国の農業、市場、人材に関する調査」を受注。2026年度も同団体に対し、継続調査をフォローしつつ、他の行政機関、団体、企業等に向けて調査業務の受託を提案していく。

＜財源＞

政府、自治体、公共機関や企業等からの委託料を財源とする。

（2）業務受託事業

＜事業概要＞

（i）日越大学日本委員会事務局業務

2014年日越両国の共同声明に基づき、両国政府協力の下、ベトナム国家大学ハノイ校の7番目の大学として、日越大学（Vietnam-Japan University、略称VJU）が設立された。当財団は2015年より（独）国際協力機構（JICA）より「日越大学構想国内支援事務局業務」を受託し、有識者会議、分科会等に係る調整及び運営支援、日本での普及・広報活動に従事している。※「日越大学構想国内支援事務局」が、2022年度「日越大学支援国内本部」に、2023年度「日越大学日本委員会事務局」に改組され、事業名が「日越大学日本委員会事務局業務」となった。

1）主な業務：

- ア 日越大学の将来像（新規分野の検討・助言を含む）の検討
- イ 日越大学との関係機関の連携

- ウ) 日本国内における日越大学の活動に関する広報
 - エ) 日越大学の円滑な運営や発展に向けた日本側支援に関する事項
 - オ) 「日越大学創立10周年記念フェスティバル（2024年10月12日実施）」等のイベントの企画・運営
 - カ) 教育プログラム等の企画、プロデュース、提供
- 2) 事務局体制：業務担当理事、代表補佐、職員2名（ベトナム国籍含む）
- 3) 2026年度の事業進捗について
- 2026年ベトナム政府の教育行政改革がスタートし、ベトナム国における日越大学の位置づけが見直しに入っており、現在、本業務も中断している状態である。日越両政府の交渉の進展に応じて再開の目途をつけたい。

<財源>

JICAからの委託料を財源とする。

(3) 普及啓発・情報提供

(i) 広報活動

2018年から年数回発行している、当財団の機関紙「東亜通信」（A4版、4色4P～8P）を今年度も継続的に発行。昨年度末で第30号を迎えた。不定期ではあるが、当財団の活動報告や重要なイベント、業界の動き、当財団トップの業務動向等のトピックスをまとめ、賛助会員へ配布、HP掲載や手配りも合わせ、不特定多数に情報を届けている。

また、広報媒体として、今年度から準備しているHPの全面リニューアルを実施する。

(4) 相談・助言業務

<事業概要>

日本からアジア諸国への進出や交流を目指す、アジア諸国から日本への進出や交流を目指す、あるいはグローバル人材の育成や獲得を目的とする事業者（個人、法人）等に対し、当財団がアジア諸国との交流や対話、事業を通じて築いてきた信頼関係や人的資産、構築してきたプラットフォームやノウハウを活かし、相談や助言、斡旋、情報提供等を行う事業。

<事業目的>

相談・助言を通じ、アジア諸国と様々な対話や事業を通じて、さらなる相互の信頼関係を構築し、政府、行政機関、各自治体のハイレベルな人脈から実務クラスまで信頼関係を築いていき、当法人の全事業を円滑に進めるエンジン、潤滑油としていく。

<事業施策>

(i) イベント会社

東南アジアおよび欧州に強みを持つ、広告プロモーション・イベント専門会社。ジャパンベトナム フェスティバル等において、同社がベトナム国で行うプロモーション及びイベントの企画・運営に関して、当財団が相談・助言業務を行う。

(ii) DX・IT会社

DX・IT開発力により日越を中心に全世界での展開を目指す会社に対し、東亜総研の持つ日越双方のハイレベルネットワークと外国人材受入支援で培ったノウハウ中心として当財団が相談・助言業務を行う。

(iii) 総合機器メーカー

ベトナム展開事業に関し、公的制度への申請に向けた基礎調査、申請資料作成に関する助言・支援・情報提供、再申請等にかかる助言・支援・情報提供等の業務を行う。

<財源>

コンサルフィー基本料、実施における情報の収集・分析・加工、書類作成、交渉等に要した人件費、実費等、その他必要な役務対応には、適切な対価を受領する。

(5) 旅行業

グローバル事業や国際交流事業に従事する関係機関、団体、企業等にとって、相手方の国柄や国民性を正しく認識し評価することが重要である。そのための施策として、ジャパン ベトナム フェスティバル等のMICE（Meeting, Incentive, Convention, Exhibition）事業を活用した、実体験とオンラインでの体験を組み合わせた視察旅行等の受注を目指す。当財団ならではのハイレベルな情報収集、人脈を生かした手配力などを活かし、国際交流に貢献できる視察旅行を実施していく。

（６）実用日本学検定事業

＜事業概要＞

従来の、日本語を読む、聞くといった能力が主の日本語能力試験でなく、書く、話すといった能動的能力に加え、日本の文化、精神、社会、習慣、ビジネス等の「日本学」を重視した試験制度の創設。

＜事業目的＞

本事業は、言語能力と日本で生活・就労するための実践知を統合的に評価する「実用日本学検定」を創設し、外国人材の社会適応力を客観的に証明する新たな社会インフラを構築することを目的とする。既存試験の空白を埋める役割を担い、外国人材の能力発揮を促し、企業・社会との摩擦を減らし、共生社会の実現を目指す。

＜事業施策＞

1) 背景：

日越両国が、今後さらに関係を深化させていくには、ベトナム政府要人からも要請のあった、日本で生活し、学び、働く上で真に役立つ実践的な日本語能力と、日本社会への深い理解を兼ね備えた高いレベルの人材の育成が必須となる。本事業構想は、この要請に直接的に応え、両国の未来を担う人材を創出するための全く新しい検定試験を提案するもの。

2) 試験のコンセプト

ア) 「日本学」との融合

従来の知識偏重型試験とは異なり、文化・社会慣習・ビジネスマナーなど、実践的な「日本学」の理解度と即応力を測定する。

ア) ベトナム最適化モデル

ベトナムの学習者の特性を深く考慮した問題設計と評価基準を構築。「ベトナムモデル」を成功させ、将来的にアジアの新たな人材育成基準を主導する。

イ) 高い利便性(オンラインの積極活用等)

試行はペーパー試験だが、中長期的にはオンライン技術を活用し、高頻度化で、迅速かつ利便性のあるものとする。

3) プロジェクト実施委員会

2025年上半期に「プロジェクト実施委員会」を立ち上げ、主要な論点、基本設計等を討議。さらに「試験コンテンツ」「試験システム・運営」の2つのワーキンググループで各テーマの詳細を策定。

ア) プロジェクト委員会体制

特別顧問 古田元夫(日越大学学長)

顧問 伊藤庄平(国際技能・技術振興財団理事長)、ギエム・ヴ・カイ(元科学技術副大臣)、村田吉隆(元内府持命担当大臣国家公安委員長)、武部勤(日越友好議員連盟特別顧問)

委員長 栗原裕英(日越大学次期副学長、東京外国語大学名誉教授)

副委員長 ゴ・ミン・トゥイ(文化言語教育学際研究所所長)

委員 イ)のワーキンググループメンバー

事務局 公益財団法人東亜総研

イ) ワーキンググループメンバー

・試験コンテンツWG／ゴ・ミン・トゥイ副委員長、レ・ロン・ソン委員(送り出し機関社長)、小中鉄雄委員(埼玉大学教授)

・試験システム・運営／鈴木貴之委員(日本語教育機関社長)、木ノ下忠宏委員(元在越日本商工会議所会頭)、綿貫慶徳委員(東亜総研会長補佐)

4) 2026年度事業施策

ア) 公式テキスト教材の開発

- ・2026年秋期頃の発行を目途に、東亜総研で社会・文化領域のテキストを作成。
- ・2026年末頃の発行を目途に、言語領域のテキストを作成。

イ) パイロット試験の実施

- ・東亜総研主催のもと、2026年夏期に日越大学（ベトナム国）ほかで第1次パイロット試験、2026年秋期に送り出し機関（ベトナム国）他で第2次パイロット試験を実施。
- ・2回のパイロット試験の一部準備・運営を実施。

ウ) パイロット試験用問題の作成

- ・2回のパイロット試験において、東亜総研が社会・文化領域の問題作成、ならびに、問題文・解答項目のLMS（Learning Management System）への転載を実施。
- ・2回のパイロット試験において、言語領域の問題作成、試験監督業務、採点業務を実施。

エ) 試験システムの構築

- ・2回のパイロット試験をつうじたLMSの活用によるCBT（Computer Based Test）の段階的構築を計画。
- ・東亜総研が送り出し機関と共同で広報資料（パンフレット、リーフレットなど）を作成し、日本・ベトナムの両国で広報活動を展開。

<財源>

2026年度は事業への初期投資段階で、寄付金や助成金等を充てる。（本格稼働期は、受験料で運営）。

【収益事業 2】

「特定技能制度における特定技能労働者への支援業務」

（1）特定技能制度における特定技能労働者への支援業務

<事業概要>

2019年、深刻化する人手不足への対応として、入管法の改正にともない、特定技能制度が新設された。これにより、技能実習生が帰国することなく、次のステップとして、特定技能外国人に在留資格を変更し、日本で働くことができるようになった。

当財団は特定技能制度における登録支援機関として、受入団体の要望により、以下を内容とする日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画を作成し、当該計画に基づき支援を行う。また、有料職業紹介事業者として、就職先の斡旋を行う。

- 1) 対象国：中心はベトナム人の技能実習生修了者もしくは技能実習を経ない直接入国者。今年度より、フィリピン人も対象。今後、インドネシア他アジアの国からの要望に対応する。
- 2) 国内対象エリア：北海道、関東、関西。北海道のシェアが高い。
- 3) 具体的な業務内容：
 - ア) 事前ガイダンスの提供
 - イ) 出入国の際の送迎
 - ウ) 住居確保・生活に必要な契約支援
 - エ) 生活オリエンテーションの実施
 - オ) 公的手続きへの同行
 - カ) 日本語学習機会の提供
 - キ) 相談又は苦情への対応
 - ク) 日本人との交流促進
 - ケ) 転職支援
 - コ) 定期的な面談の実施、行政機関への通報

<事業目的>

これまでの支援業務や技能実習生受入れ事業で培ったノウハウを活かし、対象国、国内対象エリア、受入れ企業数や業種等を広げ、高度な能力と技術を有する、幅広いグローバル人材育成を推進、支援する。

<事業施策>

- 1) 業務のマニュアル化・リスト化（名簿・入管への届出、事前ガイダンス等）
- 2) 東亜総研の技能実習者転籍先の確保
都市部（関東・東海・関西）の宿泊・外食・飲食料品製造分野企業の新規開拓
東京本部、北海道事業本部、関西事業本部との連携
NAGOMi会員・監理団体・支援機関・企業との連携を模索
- 3) ベトナム・フィリピン・韓国からの受入れ（実習生帰国者修了者・国内転籍・留学生・海外試験組）
インドネシア、その他アジア関係国（国内転籍組・留学生海外試験組）受入れ検討
大阪事務所からの転籍者対応（約60名）
- 4) 地区別交流会の実施
- 5) 特定技能2号移行への対応
オンラインによる日本語支援・分野別対策（5月建設クラスからスタート）
- 6) 特定技能2号人材の帯同家族の支援（生活支援・アルバイト先の紹介等）
ハロン大学との協力強化、ヴァンラン大学・カントー大学・日越大学と協力開始
- 7) 国内転籍者（技能実習生・特定技能・技人国）の人材紹介（面談・事前面接）
- 8) 地域との協力検討
- 9) 日本学校との協力検討
- 10) 人材事業の各事務所との情報共有 グループウェア活用
- 11) 監理支援業の効率化

<2026年度受入れ目標>

2025年度末の現時点は、特定技能労働者86名。

2026年度末受入れ目標、155名。

<財源>

当財団の主な財源は、受入れ企業からの支援費、斡旋料等。

Ⅲ. 法人管理

公益財団法人として求められるガバナンス体制、運営や事業に対する透明性やコンプライアンス順守には、自ら今まで以上に厳しく取り組むとともに、技能実習生の監理団体として、実習実施者や技能実習生に対しても継続して法令順守を指導し、適正な監理団体の運営に尽力する。

なお、2022年度より年間5回開催している定時理事会、および毎月開催している法人運営会議については、2026年度も継続して実施する。

（１）業務執行体制等（令和8年3月31日現在）

評議員会	：	8名
理事会	：	14名
代表理事	：	3名（会長・理事長・専務理事）
常勤理事	：	5名（会長・理事長・専務理事・常務理事2名）
非常勤理事	：	9名
本部	：	職員10名（公益目的事業、収益事業、法人管理業務）
北見事務所	：	職員12名（公益目的事業、収益事業）
札幌事務所	：	職員8名（公益目的事業、収益事業）
大阪事務所	：	職員17名（公益目的事業、収益事業）

（２）定時理事会・評議員会の開催予定日

■理事会：2026年5/27、7/29、10/28、2027年1/28、3/24 計5回

■評議員会：2026年6/17

（３）法人運営会議の開催

■出席者：会長、理事長、専務理事、常務理事、事務局職員4名

顧問会計事務所2名、監事監査会計事務所1名

■議事録署名人：会長、理事長、専務理事

■議題：

- ① 会議・出張スケジュール、業務繁忙状況、提出物、変更認定申請・変更届等の確認
- ② 各月財政状態及び年間収支見通しの確認
- ③ 理事会等の議題の確認・検討
- ④ セミナー参加および社内勉強会の報告・共有
- ⑤ その他法人運営関連の諸課題

■2026年度開催予定日

4/22、5/28、6/24、7/29、8/26、9/30、10/28、11/25、12/23、1/28、2/24、3/31 計12回

(4) セミナー及び勉強会等

社外においては、内閣府、公益法人協会、会計事務所等主催のセミナーやシンポジウムに参加し、社内では、全体会議（月 1 回）を活用した勉強会を開催し、情報の入手と共有化に務める。

(5) 賛助会費

<施策>

■DM依頼時期の早期対応（6月→4月）

■新規会員獲得の強化

■事業案内資料の強化

<財源>2026年度の目標金額 13,000千円（前年比100%）